

**（仮称）市立永源寺幼児園新築工事（建築工事）請負契約  
の締結につき議決を求めることについて**

（仮称）市立永源寺幼児園新築工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結するに  
つき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議  
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市  
条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 （仮称）市立永源寺幼児園新築工事（建築工事）
- 2 契約金額 533,445,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費  
税の額48,495,000円）
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市佐生町150番地  
株式会社大兼工務店  
代表取締役 辻野 宜昭